

令和3年7月9日

関係団体の長様

福井県警察本部交通部交通企画課
福井県安全環境部県民安全課
(公印省略)

「業務に使用する自動車の使用者の義務」の徹底に伴うご協力について（依頼）

盛夏の候、貴会におかれましてはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、行政各般にわたり、ご理解、ご協力賜り、感謝申し上げます。

さて、今般、千葉県八街市において、飲酒運転により多数の小学生が死傷した交通事故が発生したことを受け、当課では、県下の事業所に対し、自動車の使用者における義務が遵守されるよう指導徹底していきたいと考えております。

つきましては、ご多忙中誠に恐れ入りますが、貴団体所属の事業所に対し、別添依頼文書により通知いただき、「業務に使用する自動車の使用者の義務」の徹底にご協力賜りたくお願い申し上げます。

事務担当

福井県警察本部交通企画課
藤崎 電話 0776-22-2880(5052)
福井県安全環境部県民安全課
高原 電話 0776-20-0745

令和3年7月9日

事業所 各位

福井県警察本部交通部交通企画課
福井県安全環境部県民安全課
(公印省略)

業務に使用する自動車の使用者の義務に関する指導の徹底について（依頼）

盛夏の候、貴事業所におかれましてはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は、行政各般にわたり、御理解、御協力賜り、感謝申し上げます。

さて、御存じのとおり、道路交通法（以下「法」という。）第74条第1項におきまして、業務に使用する車両等の使用者は、運転者等に安全運転に関する事項を遵守させるよう努めなければならないと定められており、また、法第74条第2項におきまして、業務に使用する車両の使用者は、運転者に飲酒運転や過労運転などをしないことを遵守するよう努めなければならないと定められております。このほか、法第75条第1項におきましては、業務に使用する自動車の使用者にあっては、酒気帯び運転その他自動車の運転に関し一定の違反行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならないと定められております。

また、法第74条の3第1項に基づき、自動車の使用者は、道路交通法施行規則で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに内閣府令で定める要件を備える者のうちから、安全運転管理者を選任する義務を定めており、安全運転管理者は、法第74条の3第2項に基づき、自動車の安全な運転を確保するために必要な当該使用者の業務に従事する運転者に対して行う交通安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務で内閣府令で定めるものを行わなければならないこととされています。その業務として、内閣府令第9条の10におきましては運転者の点呼を行うなどにより、自動車の点検の実施状況や、飲酒、過労、病気その他の理由による正常な運転ができないおそれがないかどうかを確認し、安全運転を確保するために必要な指示を与えることなどが定められております。

貴事業所におかれましては、日頃から事業所内で指導を徹底されていることと思いますが、今般、千葉県八街市において多数の小学生が死傷した交通事故の発生を踏まえ、改めて指導を徹底していただきますようお願いします。

なお、千葉県八街市における事故の概要につきましては、当県警察ホームページを御参照ください。

福井県警察ホームページ https://www.pref.fukui.lg.jp/kenkei/0813_jigyousyamukejikobousi.pdf

事務担当

福井県警察本部交通企画課
藤崎 電話 0776-22-2880(5052)
福井県安全環境部県民安全課
高原 電話 0776-20-0745